

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

2025年5月1日

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### ●入院基本料に関する事項

当院はすべての病棟で療養病棟入院料1の届出を行っております。

### 2階病棟 当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師および准看護師）

6人以上の看護補助職員が勤務しています。

なお、時間毎の配置は次のとおりです。

・朝9時～夕方17時まで、看護職員、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

・夕方17時～朝9時まで、看護職員、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

### 3階病棟 当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師および准看護師）

6人以上の看護補助職員が勤務しています。

なお、時間毎の配置は次のとおりです。

・朝9時～夕方17時まで、看護職員、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

・夕方17時～朝9時まで、看護職員、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

### ●施設基準届出事項

#### 【基本診療料の施設基準】

- ・療養病棟入院料1
- ・療養病棟療養環境改善加算2

#### 【特掲診療料の施設基準】

- ・CT撮影
- ・運動器リハビリテーション(Ⅱ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)

●入院中の食事について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っています。

食事については、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

《入院時生活療養費・生活療養標準負担額》

	70歳未満	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）		居住費 (65歳以上の方)
			医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	
①	一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	510円	510円 指定難病患者等 300円	1日あたり370円 指定難病患者等 0円
②	低所得者	低所得者Ⅱ	240円	入院期間90日目まで 240円	
				入院期間91日目以降 190円	
③	—	低所得者Ⅰ	140円	110円	

- ・入院生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者が対象となります。
- ・食費について、上記の標準負担額（1食当たりの食費×回数）が患者様の負担となります。
- ・居住費については、65歳以上の方のみ（該当金額×日数）のご請求になります。

●明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費医療負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●特別な療養環境の提供

室名	料金
205号室・305号室（特別個室）	1日につき 3,850円
201号室・220号室・301号室・320号室（個室）	1日につき 1,650円

●保険外負担分料金表

(税込表示)

	品名	料金
オムツ類	オムツ	420円/枚
	リハビリパンツ	210円/枚
	パンツ	180円/枚
Aセット	バスタオル、フェイスタオル、患者着、おしぼり、 口腔ケアスポンジ、口腔ケアジェル ※シャンプー、ボディソープ、箱ティッシュ カラーコップ等含む	1,265円/1日
Bセット	バスタオル、フェイスタオル、患者着、おしぼり、 口腔ケアスポンジ、口腔ケアジェル、 肌着、靴下、食事用エプロン ※シャンプー、ボディソープ、箱ティッシュ カラーコップ等含む	1,485円/1日
テレビ代	使用料	100円/1日
理髪	理髪代	1,500円/1回
処置料	エンゼルセット（浴衣等含む）、ケア	24,200円
文書料	診断書（当院書式）	4,400円
	診断書（成年後見人）	5,500円
	診断書（障害年金）	8,800円
	診断書（生命保険）	8,800円
	臨床調査個人票	8,800円
	死亡診断書	16,500円
	オムツ証明書	550円
	証明書（当院書式）	2,200円
	回答書（生命保険）	5,500円
	面談料	11,000円
	複写代	20円/1枚

●医療情報取得加算について

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の  
利用にご協力をお願いいたします。

- ・初診時 1点（月1回）
- ・再診時 1点（3月に1回）

### ●一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため医療費の軽減につながります。

また一般名処方により同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は医薬用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。

そのため、当院では薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

### ●長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際は、選定療養費として自己負担が発生します。

#### ○選定療養費の対象

外来患者さんの

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方

#### ○選定療養費の対象となる医薬品（長期収載品）

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

#### ○選定療養費の対象外となる場合

- ・ 入院患者さんへの処方
- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、先発医薬品の提供が困難な場合

#### ○自己負担額について

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

※詳細は「厚生労働省 公式ホームページ」をご覧ください。

●医療相談窓口について

当院では様々な相談をお伺いする医療相談窓口を設置しております。

ご利用される患者様およびご家族が快適に過ごせるよう職員一同努めておりますが、より良い療養環境を維持（改善）していくために皆様からの貴重なご意見・ご要望などをお伺いしております。相談内容については秘密を厳守しております。

- ・相談時間 9：00～16：30（土日祝、年末年始、夏季休業日を除く）
- ・相談場所 医療相談室（1階玄関脇）
- ・相談担当者 医療相談員